ご加入いただく前にお読みください。

●取引先事業者の「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいいます。

○破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、又は、特別清算開始の申立てがされること。（この場合の倒産発生日は開始決定日ではなく申立て日となります）

○手形交換所に参加する金融機関によって取引停止処分を受けること。（この場合の倒産発生日は取引停止処分日となります）

○債務整理の委託を受けた弁護士等によって、共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。（この場合の倒産発生日は、通知がされた日となります）

○甚大な災害の発生によって、手形交換所において、所持する取引先の手形等が「災害による不渡り」となること。（この倒産発生日は当該手形等の手形交換日または呈示日）

○特定非常災害により取引先の代表者が死亡・行方不明となり、債務者自らでは債務整理手続を行うことが困難な場合で、弁護士等によって共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。（この場合の倒産発生日は通知がされた日）

なお、「夜逃げ」は倒産には含まれません。

●「売掛金債権等」とは、売掛金債権及び前渡金返還請求権をいいます。

回収が困難となった売掛金債権等の額（いわゆる被害額）とは、契約者と倒産した取引先事業者との取引によって生じた売掛金債権、前渡金返還請求権の合計額のうち、回収が困難なものの額をいいます。したがって、一般消費者に対する債権は対象となりません。

また、商品又は役務の取引に該当しない貸付金債権、融通手形に基づく債権などは、回収が困難となっても、被害額には含まれません。

●次のような場合、共済金の貸付けを受けることができません。

○取引先事業者の倒産発生日が、契約の日から6か月未満に生じたとき。

○取引先事業者の倒産発生日までに、6か月分の掛金を納付していないとき。

○共済金の貸付請求が、取引先の倒産発生日から6か月を経過した後にされたとき。

○契約者が貸付請求時点で中小企業者でないとき。

○貸付金額が、50万円（原則）または、契約者の月間の総取引額の20％に相当する額のいずれか少ない額に達していないとき。

○契約者が貸付請求時点に自ら倒産または、これに準ずる事態にあるとき。

○契約者が既に貸付けを受けた共済金の償還を怠っているとき。

○倒産した取引先事業者に対し売掛金債権等を有すること、またはその回収が困難になったことにつき契約者に悪意もしくは、重大な過失があったとき（取引先の倒産を十分に予知した上で売掛金を累増する場合、取引先事業者の倒産を予知した後、納入製品の回収を怠るとき等）。

○上記のほか、共済金の貸付請求者と当該倒産に係る取引先事業者との取引額、代金の支払方法等が確認されない限り、貸付けが受けられません。

●取引事業者に対する売掛金債権等が生じないのが一般的である業種（一般消費者を取引先とする事業者、金融業者及び不動産賃貸業者など）については通常、貸付けの対象となりませんので、加入にあたってはご留意ください。

●一時貸付金の貸付け

契約者に、臨時に事業資金を必要とする事態が生じた場合は、共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても解約手当金の範囲内で一時貸付金の貸付けを受けることができます。

（1）一時貸付金の貸付条件

①貸付限度額	（注）機構解約の場合にお受け取りいただく解約手当金額（掛金総額が800万円に達している場合は任意解約の場合にお受け取りいただく解約手当金額）の95％の範囲内。ただし、一時貸付金の請求の時に共済金又は一時貸付金の貸付けを受けている場合は、これらの額は控除されます。
②貸付額	30万円以上で5万円の整数倍
③貸付金の使途	事業資金（運転・設備）
④貸付期間	1年
⑤償還方法	期限一括償還
⑥利率	有利子（金融情勢に応じて変動します）
⑦利息支払方法	貸付時に一括前払い
⑧違約金	年14.6％
⑨担保・保証人	不要

（注）一時貸付金の貸付限度額は、掛金納付月数に応じ次表のとおりとなります。

掛金納付月数	一時貸付金の貸付限度額
1か月～11か月	0円
12か月～23か月	掛金総額×75％×95％
24か月～29か月	〃　×80％×95％
30か月～35か月	〃　×85％×95％
36か月～39か月	〃　×90％×95％
40か月以上	〃　×95％×95％
掛金総額が800万円の場合	800万円×100％×95％（760万円）

※一時貸付金の償還期日を経過した場合の取扱い

償還期日後、5か月を経過した後、なお償還すべき一時貸付金又は納付すべき違約金がある場合、これらの額は納付した掛金から控除します。

（2）一時貸付金の借入申込み

中小機構に直接お申込みください。

制度の詳しい内容については「経営セーフティ共済 制度のしおり」をご覧ください。
なお、資料請求については、下記共済相談室にお問い合わせください。

加入の申込みは？

貴社の事業活動の内容が確認できる以下の所でお手続きください。

■中小機構の委託団体で会員（組合員）となっている商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業の組合など

■現に融資取引等のある金融機関の本支店

取扱機関名

中小機構ホームページのご案内

中小機構のホームページで、共済に関するよくあるお問い合わせや手続きの流れについても説明しております。

経営セーフティ　検索

詳しいお問い合わせはこちらまで

共済相談室　**050-5541-7171**

［受付時間］平日 9:00～19:00　土曜 10:00～15:00

経営者の退職金
ゆとりある生活を応援する安心の共済です。
小規模企業共済制度

中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人
中小企業基盤整備機構
〒105-8453　東京都港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル

中小企業ビジネス支援情報満載のウェブサイト　「J-Net21」http://j-net21.smrj.go.jp

2013.9

平成23年10月版

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の倒産！

もしものときの資金調達
しっかりサポートします。

経営セーフティ共済がさらに充実しました

新・安心サポート宣言

掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円 まで貸付け

貸付条件は　**無担保・無保証人**

掛金の積立限度額の引上げ（320万円⇒ 800万円）

掛金月額（上限）の引上げ（8万円⇒20万円）

掛金は **損金または必要経費に**

償還期間は **貸付額に応じて設定**

早期償還手当金の創設

中小企業と地域振興を
もっとサポート
中小機構

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

Q1 ほんとうに安心なの？

経営セーフティ共済は、法律（中小企業倒産防止共済法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。**現在約30万社が加入**され、貸付累計件数約26万件、貸付累計額は約1兆8千億円にのぼっています。

Q2 どんな企業が加入できるの？

加入できる方は次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業　種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■企業組合、協業組合

■事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

Q3 毎月の掛金はどのくらいなの？

掛金月額は、**5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。**加入後も掛金月額は増額・減額できます（ただし、減額には一定の要件が必要です）。掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。また、掛金の前納もできます。

Q4 掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、**税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。**

※個人事業の場合、事業所得以外の収入（不動産所得等）は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

Q5 どんなときに貸付けを受けられるの？

取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となったときに貸付けが受けられます。

※貸付けを受ける際の注意点については、裏面を参照

Q6 どれだけの貸付けが受けられるの？

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。

※貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法がわかる書類が必要になります。

Q7 共済金の貸付条件は？

共済金の貸付けは、**「無担保・無保証人」**「無利子」です。ただし、**共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。**

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

なお、共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金をお支払いします。

Q8 取引先事業者が倒産しなくても貸付けを受けられるの？

取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる**「一時貸付金」の制度があります。**

※詳しくは、裏面を参照

Q9 掛金は掛け捨てなの？

12か月分以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。

■ 共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」

私的整理、災害による不渡り、特定非常災害による支払不能についても、取引先事業者の「倒産」として認められ、貸付けを受けられます。

○
- 取引停止処分
- 破産手続開始の申立て 等
- 私的整理
- 災害による不渡り
- 特定非常災害による支払不能

×
- 夜逃げ

■ 共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額（前納掛金は除く）の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

※「掛金総額」とは、納付した掛金の合計額から次に掲げる額を差し引いた額となります。
- ○既に共済金の貸付けを受けている場合は、その共済金の貸付額の10分の1に相当する額
- ○償還期日を３か月以上経過した共済金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額
- ○償還期日を５か月経過した一時貸付金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額
- ○倒産の発生の日の前日の6か月前の日から、貸付け請求があった日までの間の掛金月額の増額部分
- ○倒産の発生日の翌日以後に納付した掛金のうち、２か月を超える延滞があったものの合計額

●貸付額（上限）の算定例

例1 掛金総額100万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等1,500万円の焦げつきが発生した場合

掛金総額100万円×10倍 共済金貸付額の上限1,000万円 ＜ 売掛金債権等の被害額1,500万円

掛金総額から100万円が控除　従って、掛金総額の残高は0円

例2 掛金総額800万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等5,000万円の焦げつきが発生した場合

掛金総額800万円×10倍 共済金貸付額の上限8,000万円 ＞ 売掛金債権等の被害額5,000万円

掛金総額から500万円が控除　従って、掛金総額の残高は300万円

■ 償還期間および償還方法

貸付額に応じて償還期間がかわります。

貸　付　額	償還期間(※)	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上6,500万円未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上8,000万円以下	7年	78回均等分割償還

（※）償還期間には据置期間６か月を含みます

早期償還手当金は、次の条件にすべて該当する共済契約者に支給されます。

- ○繰上償還によって当初の約定完済日よりも 12 か月以上早く完済していること。
- ○完済日において共済契約を解約（脱退）していないこと。
- ○繰上償還した共済金貸付契約の償還を一度も延滞していないこと。

※早期償還手当金の額は、「共済金の額（貸付額）× 早期償還月数別の手当金率」で計算します。

■ 解約と解約手当金

共済契約の解約

- ○任意解約　契約者が任意に行う解約
- ○機構解約　契約者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
- ○みなし解約　契約者が死亡（個人事業の場合）、会社解散、会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る）、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなします。（ただし、共済契約の承継が行われたときは解約になりません）

解約手当金

掛金を12か月分以上納付した方には、解約手当金が支給されます（掛金納付月数が12か月未満の場合は、掛け捨てとなります）。解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に右表の率を乗じて得た額となります（不正行為による機構解約の場合は、支給されません）。

税法上、支給を受けた時点での益金（法人）、または事業所得の雑収入（個人事業）に算入されます。

共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%